

新潟県条例第34号

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せ行う場合は、当該事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度）の翌年度から起算して、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第52条第1項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年（据置期間3年を含む。）、その他の事業にあつては17年（据置期間2年を含む。）とし、利率は、<u>土地改良法施行令第52条の2等の農林水産大臣の定める率（平成28年3月農林水産省告示第906号）に規定する率（以下「農林水産大臣の定める率」という。）とする。</u>ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度から起算する。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 第2条第2項に規定する土地取得者から徴収する負担金に係る第1項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、法第94条の8第5項の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度から起算して25年（据置期間3年を含む。）とし、利率は、<u>農林水産大臣の定める率とする。</u></p> <p>4・5（略）</p>	<p style="text-align: center;">（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せ行う場合は、当該事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度）の翌年度から起算して、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第52条第1項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年（据置期間3年を含む。）、その他の事業にあつては17年（据置期間2年を含む。）とし、利率は、<u>年5分とする。</u>ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度から起算する。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 第2条第2項に規定する土地取得者から徴収する負担金に係る第1項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、法第94条の8第5項の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度から起算して25年（据置期間3年を含む。）とし、利率は、<u>年5分とする。</u></p> <p>4・5（略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第2項、第3項及び第5項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が平成27年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。